

## 大阪府監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年4月21日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	中川	隆弘

### 委員意見に対する措置

（府外からの生徒の受入れについて）

監査対象機関名	大阪府立視覚支援学校	
監査実施年月日	平成22年10月18日から平成22年11月19日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立視覚支援学校（以下「本校」という。）では、現在、平成26年秋の竣工を予定して校舎の建替計画が進められており、府外から生徒を受け入れている3学科のうち音楽科及び情報処理科については、閉科することなども検討されている。残る理学療法科についても、府の公の施設であることに鑑み、無制限に府外から受け入れることのないよう、具体的な基準を定め、限定的な受入れ等について検討されたい。</p> <p>また、本校における府外居住者の受入れを見直すことにより、現在の寄宿舎の収容人員及び利用状況が変化することが見込まれるため、その収容人員の規模、運営形態及び運営体制について適切な見直しを併せて検討されたい。</p>	<p>（府外からの志願者の受入れ）</p> <p>平成24年度からの志願者については、他の府立学校同様、入学に際し、居住地を府内とすることが確実な者のみ受け入れている。</p> <p>（寄宿舎の規模・運営）</p> <p>寄宿舎の建替えに伴い、入舎定数を144名から24名とした。また、経過措置として入舎していた府外の生徒及び学生（以下「生徒等」という。）は全て卒業し、今後の寄宿舎生は、大阪府内に在住する生徒等となったため、寄宿舎の利用については、平成26年度から週末は閉舎とし、府内に居住する生徒等で通学に困難な生徒等は、金曜日の夕方に帰宅し日曜日の夕方に入舎することにした。</p> <p>さらに、これに伴う寄宿舎指導員の宿直の勤務体制は原則男女1名とし、生徒等の状況により、男女のバランスや人数が変わる場合も効率的な運用を行い、必要最小限とし寄宿舎の規模・運営形態・運営体制を見直した。</p> <p>今後とも引き続き、生徒等の入学状況に応じた適切な学校運営に努</p>

める。